

I 花育とは

1 「花育」の意義

花や緑の多様な機能に着目し、花や緑を教育、地域活動などに取り入れる取組みである「花育」の推進を図ることは、幼児・児童期の成長期において、花と緑に親しみ・育てる機会を提供し、やさしさや美しさを感じる情操面の向上等が図られ、また、地域活動においても、花や緑を介した世代交流等により、地域のつながりを深めることが期待されています。

(「全国花育活動推進協議会設立趣意書(抜粋)」平成20年2月)

- 「花育」とは、食の大切さや食文化を学ぶ「食育」と並び、提唱されているものです。
- 幼児・児童期の成長期において、花と緑に親しみ・育てる機会を提供し、やさしさや美しさを感じる情操面の向上等を図ること、また、地域活動において、花や緑を介した世代交流等により、地域のつながりを深めることなど、花や緑の多様な機能に着目し、花や緑を教育、地域活動等に取り入れる取組みです。
- 「花や緑の多様な機能」とは、癒し、情操の向上、地域のコミュニケーションの創造などの機能のことです。(農林水産省のホームページより)
- 「花育」は、単なる花の消費拡大のための活動ではなく、さまざまな暮らしの習慣、文化と密接に結びついている花の持つ力を活かし、情操面での効果や世代間、都市・農村の交流などによる地域の活性化といった効果も期待されるものです。
- 農林水産省では、「花育」の意義を
 - ①幼児・児童に、やさしさや美しさを感じる情操面の向上、農と接する体験教育の機会を与える。
 - ②花きを介した世代間交流の促進と地域コミュニティの再構築につながる。
 - ③四季に応じた花きを楽しむ日本の花き文化の継承が期待される。とし、「全国花育活動事例集」を作成して、全国各地における活発な取組みを推奨しています。
- 新潟市においても、平成20年10月に「花育推進計画」を策定、平成21年度には「花育マスター」制度の創設をはじめとして、「花」の大生産地である特色を活かした「花育」に取り組んできました。

平成23年10月には、「花育」の拠点施設である「食育・花育センター」が開園、各種園芸講座や展示会の開催等「園芸センター」の機能を引き継ぐとともに、イベント時の花育体験や生産者団体・花業界団体との連携になど「花育」の推進に取り組んできました。

2 「花きの振興に関する法律」

日本の歴史で初となる、「花きの振興に関する法律」が平成26年6月27日に公布されました。

この法律で、花き産業が農業分野で重要な地位をしめていること、また、日本の伝統や文化についても、花や園芸が国民の暮らしに深く浸透し心豊かな生活に欠かせない役割を担っていると定義づけしており、産業と文化の両面から花きの振興を目的としています。

第16条では、花き文化の振興について規定しており、第1項では、国や地方公共団体の庁舎等の公共施設やまちづくりにおける花きの活用や、花きの癒やし効果の普及のため、介護施設や障害者施設等社会福祉施設での活用の促進に努めることとしています。

第2項では、将来の花き文化の担い手となる児童や生徒等に対する花育活動を推進することとしています。

第3項では、家庭や職場等日常生活における花きの活用や、生け花や盆栽、花きにまつわる行事や習慣等の伝統の継承、フラワーアレンジメントや新しい物日の普及等の花きの新たな文化の創出等、花き文化の振興に取り組んでいくこととしています。

